

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する行動指針（大阪河崎リハビリテーション大学）

2021年11月1日

第29回危機管理委員会決定

※ 現在（11/1～）のレベルを色付けています。

活動制限 レベル		構内の立ち入り	授業形態 (対面/遠隔)	実習科目への対応	研究活動	課外活動など	学内会議	イベント(式典・ 各種行事など)	スポーツ施設開放 事業（施設貸与）	事務職員、教務職員等の勤務体制
制限・ 最小	レベル 1 外出自粛もしくは イベント等の開催 自粛の検討が要請 されている状況	感染拡大に注意す ることで入構可	感染拡大に注意して、対 面による授業を実施す る。	感染防止に注意しなが ら、ほぼ全項目の実習を 行う。	感染拡大に注意して実施する。	合宿・バス遠征など 「3 密」となる活動 は中止し、感染拡大 に注意して実施す る。	感染拡大に注意 し、会議を実施 する。	感染拡大に注意し て必要性の高いイ ベントのみ実施す る。	施設利用者に、感 染拡大に注意いた だくことで貸与す る。	感染拡大に最大限注意しつつ通常の 業務を行い、時差勤務体制を実施す る。
	レベル 2 外出自粛もしくは イベント等の開催 自粛が要請されて いる状況	感染拡大に最大限 注意することで入 構可	遠隔授業を推奨するが、 対面による授業の場合 は、感染拡大に最大限注 意して実施する。	学生同士の直接的接触が あるが、日常的に臨床現 場で実施されているもの であり、大声などを発す る必要がない項目に限り 実習を行う。	自宅での研究を推奨するが、構 内において研究活動を行う場合 は、感染拡大に最大限注意して 実施する。また、研究関係者は 学内滞在時間をできる限り減ら す。	感染拡大に最大限注 意して実施する（一 部活動制限）。	感染拡大に注意 し、会議を実施 する（オンライン による会議を 推奨）。	原則として、学生 募集に必要なイベ ント以外は延期ま たは中止する。入 試説明会などは可 能な限りオンライ ンで行う。	施設利用者に、感 染拡大に最大限注 意いただくことで 貸与する（一部貸 与制限）。	感染拡大に最大限注意しつつ通常の 業務を行い、時差勤務体制を実施す る。
	レベル 3 学校臨時休校の検 討が要請されてい る状況あるいは緊 急事態宣言が解除 後に段階的緩和が されている状況	入構制限 適切な感染防止対 策を徹底すること を前提に、一部の 許可された施設の みの使用を認め る。	原則として遠隔授業とす る。ただし、対面授業以 外で代替できない科目に ついては、適切な感染防 止対策を徹底すること を前提に、一部対面授業と して認めることができ る。	学生同士の直接的接触が 少なく、物品を介した接 触が中心となる技術項目 について実習する。	代替手段もなく、重要もしくは 緊急に実施すべき実験・研究等 は、適切な感染防止対策を徹底 することを前提に、必要最小限 の構内への立ち入りおよび研究 活動の実施を認めることができ る。	原則、全面禁止（オ ンラインミーティ ングの推奨） ただし、適切な感染 防止対策を徹底す ることを前提に、一部 認めることができ る。	感染拡大に注意 し、対面会議は 必要最小限で実 施する（オンラ インによる会議 に移行）。	原則、イベントは 延期または中止す る。	原則、貸与を中止 する。ただし、利 用者が適切な感染 防止対策を徹底す ることを前提に、 一部認めることが できる。	感染拡大に最大限注意しつつ業務を 行い、時差勤務体制や 交代勤務体制 による遂行を検討する。 一部業務の 遅滞、事後処理を許可し、出勤する 職員を可能な範囲で少なくすること を検討する。
	レベル 4 学校臨時休校ある いは緊急事態宣言 が要請されている 状況	原則、入構禁止	原則として、遠隔授業の みとする。	学生一人で取り組むことが 可能な技術項目を実習 し、物を見たことがない という状況を避けるための 経験項目に限る。	代替手段もなく、重要もしくは 緊急に実施すべき実験・研究等 は、適切な感染防止対策を徹底す ることを前提に、最小限の構内 への立ち入りおよび研究活動の 実施を認めることができる。な お、学生の入室は禁止とする。	原則、全面禁止（オ ンラインミーティ ングの推奨）	原則、オンライ ン会議とする。	イベントは延期ま たは中止する。	貸与を全面中止す る。	感染拡大に最大限注意しつつ、時差 勤務・在宅勤務・交代勤務体制また は自宅待機を実施する。業務を継続 するため、一部業務の遅滞、事後処 理を許可し、必要最小限の職員が出 勤する体制とする。
	レベル 5 都市封鎖が要請さ れている状況	入構禁止	遠隔授業のみとする。	実習は禁止とし、感染防 止教育を確実に行う。	研究機能の最低限の維持のため、 生物の世話、液体窒素の補 充、サーバー維持などを目的 に、適切な感染防止対策を徹底 した上で、教職員のみの一時的 入室を許可する。なお、学生の 入室は禁止とする。	全面禁止	原則、オンライ ン会議とする。	イベントは延期ま たは中止する。	貸与を全面中止す る。	キャンパスの保安・保全・業務管理 上必要最小限の業務以外は、原則と して在宅勤務または自宅待機とす る。

＜活動制限レベルの設定および措置について＞

活動制限レベルの設定および措置は、国内の感染拡大状況、政府等による要請のレベルを総合的に勘案して、危機管理委員会委員長が決定する。

なお、本行動指針はあくまで指針として示すものであり、状況を総合的に検討した上で、措置の変更や上記にない措置を判断することがある。